

○出雲市学校図書館支援センター設置要綱

(平成 20 年出雲市教育委員会告示第 6 号)

改正 平成 22 年 3 月 31 日教育委員会告示第 4 号平成 27 年 3 月 26 日教育委員会告示第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、出雲市学校図書館支援センター(以下「支援センター」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 出雲市教育委員会は、出雲市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)における読書活動を推進し、学校図書館の効果的な活用及び運営を図るための拠点として、支援センターを設置する。

2 支援センターは、市民文化部出雲中央図書館(以下「出雲中央図書館」という。)に置く。

(業務)

第 3 条 支援センターは、学校との連携を図り、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 学校図書館の活用及び運営の支援に関すること。
- (2) 学校図書館の資料の収集、整理、保存、廃棄等の環境整備の支援に関すること。
- (3) 読書ヘルパーへの指導及び助言に関すること。
- (4) ブックトーク及びストーリーテリングの専門ボランティア派遣に関すること。
- (5) 学校図書館ボランティアへの支援に関すること。
- (6) 公共図書館との連携に関すること。
- (7) その他教育委員会が必要と認めること。

(庶務)

第 4 条 支援センターの庶務は、出雲中央図書館で行う。

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、支援センターの運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日教育委員会告示第 4 号)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 26 日教育委員会告示第 9 号)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。